

産業化の推進・生産性向上に向けた事業者の横断的組織

自由民主党 政務調査会 社会保障制度調査会 介護委員会

『介護保険制度改正 介護分野の物価高・賃金対応について』



一般社団法人
全国介護事業者連盟

理事長 齊藤正行

令和7年10月17日（金）

当団体について

法人形態

法人名

設立年月日

本店所在地

代表者

一般社団法人

全国介護事業者連盟

2018年6月

東京都千代田区麹町4丁目

斎藤正行

介護・障害福祉事業者による横断的(法人・サービス種別)組織体制

「産業化の推進」・「生産性向上の推進」を2大テーマとする。

介護・障害福祉事業者会員数：6,263社 38,035事業所

※令和7年10月現在

介護現場を取り巻く深刻な環境

介護現場を取り巻く環境は、現在極めて深刻な状況にあります。物価高による影響で事業者の収益環境は厳しく、他産業と同等の賃上げができないことから、所得差が再び開き始めています。

介護事業者の倒産件数は過去最多を更新し続けています。**有効求人倍率も4倍を超える過去最高の水準**となり、介護事業者の経営環境の悪化と、人材不足の深刻な状況がデータにも示されています。

加えて、**今月より全国の最低賃金が過去最大の引き上げ幅**となり、**公定価格**によって報酬が決められている介護事業者は**賃上げ原資が確保できず、更なる経営環境の悪化を招くこと**から、**今後の倒産件数の増加が見込まれます。**

このような状況の中、補正予算による介護従事者への賃上げ対応と、介護・福祉事業者に対する追加経済対策・物価対策及び介護保険制度改革に向けた意見提言をまとめさせていただきます。

令和9年度介護保険制度改正 に向けた要望事項

令和9年度介護保険制度改革に向けた要望

令和9年度介護保険法改正にあたり、現在社会保障審議会介護保険部会では、年度内の意見とりまとめに向け活発な議論が行われています。とりわけ、業界にとって関心の高いテーマは「給付と負担」に関してです。

社会保障制度の持続性の確保に向けては様々な改革が不可欠であり、事業者の創意工夫が求められています。しかしながら、現在の極めて深刻な経営環境の中、更なる事業経営への大きなマイナス影響を及ぼす内容については、慎重な議論を進めてくださいますようお願いいたします。

◆提言内容

- ①軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方への慎重な対応
- ②ケアマネジメントに関する給付の在り方への慎重な対応

令和9年度介護保険制度改革に向けた要望



①軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方への慎重な対応

要介護1と2のいわゆる軽度者への訪問介護・通所介護の総合事業への移行が検討されています。しかしながら、先行して移行された予防給付の状況に鑑みると、地域でのサービス不足が顕著な自治体が多数となっています。訪問介護や通所介護の利用者の大部分を占める要介護1と2が、現状の枠組みのままで総合事業へと移行されると、事業継続が困難な事業所が激増し、介護難民の増加が見込まれます。自立支援・重度化防止や認知症対応の専門性の担保等を重要視していく観点からも、生活援助サービスを含め軽度者改革については慎重な議論を行っていただくよう強く要望いたします。

②ケアマネジメントに関する給付の在り方への慎重な対応

居宅介護支援事業におけるケアマネジメントの利用者負担の導入に関しては、その必要性は理解できるものの、現在の介護支援専門員の人材不足や業務過多には大きな課題が指摘されています。更なる業務負担の増加は現場の混乱が予測されることからも、制度の改正については慎重な議論を行っていただきたいと要望いたします。

物価高及び賃金対応に関する 要望事項

物価高及び賃金対応への要望事項

物価高による介護・福祉事業者へのかかり増し経費の対応は不可欠です。従来より複数回講じていただいた対策については、**基金を通じた自治体ごとの対応にバラつきがあり、介護・福祉事業者への対応は極めて限定されている**のが現状です。更なる対応において、介護・福祉事業者の課題解決に確実につながる対策を検討いただきたくお願ひいたします。

加えて、介護人材の確保は喫緊の課題であり、**他産業との賃金格差を埋める**早急な対策と、従来の処遇改善施策を大幅に上回る、より踏み込んだ抜本的な対応を強く要望いたします。

◆提言内容

- ①介護・福祉事業者へ限定した物価高への補正予算による対応
- ②介護・福祉従事者に対する従来の対策を大幅に上回る抜本的な補正予算での対応及び令和8年度臨時介護報酬改定での対応

物価高及び賃金対応への要望事項

①介護・福祉事業者へ限定した物価高への補正予算による対応

数年来の物価高により、介護・福祉事業者の運営経費は増大し続けています。公定価格によって報酬が決まっている介護・福祉事業者における経営への影響は極めて甚大であり、公的な支援が不可欠です。これまで複数回にわたって対策を講じていただきいたことに改めて感謝するとともに、引き続きの支援をお願い申し上げます。

一方、基金を活用したかかり増し経費の対策は、政府対策では複数回予算が確保されているものの、介護・福祉事業者に対して一度しか対策が講じられていない自治体も散見されています。

令和7年度補正予算では、更なる追加経済対策として従来の枠組みとは異なる形で、介護・福祉事業者の物価高対策に使途を限定した予算を確保いただき強く要望いたします。

物価高及び賃金対応への要望事項

②介護・福祉従事者に対する従来の対策を大幅に上回る 抜本的な補正予算での対応及び令和8年度臨時介護報酬改定での対応

介護人材の確保は有効求人倍率の数字が示す通り、現在最も困難な状況です。解決に向けた最優先事項が処遇改善ですが、物価高による経営への影響も相まって、介護・福祉業界は他産業の賃上げに大きく遅れをとっています。結果として所得差が更に拡大しています。

従来から継続的な介護・福祉従事者に対する処遇改善策を講じていただいているところですが、現在の状況に鑑みると、これまでの延長線上での対策では他産業との格差を是正することが困難であることから、**次元の異なる規模感での処遇改善の実現を強く要望いたします。**

また、早急な対応が求められることから、**令和7年度補正予算での対応**を検討いただくとともに、**令和8年度は臨時の介護報酬改定を実施いただくことを強く要望いたします。**

介護・福祉従事者への 待遇改善の仕組みに関する要望事項

処遇改善の仕組みに関する要望事項

介護・福祉従事者への次元の異なる処遇改善の実現とともに、処遇改善加算をはじめとする処遇改善の仕組みの見直しが必要です。

介護・福祉現場の人材不足の実情を踏まえた事務負担の軽減策とともに、介護職以外のその他職種に対する処遇改善への対策を最優先で検討くださいますようお願いいたします。

加えて、毎年10月に改正される最低賃金の引き上げに対する事業者支援の早急な対応を講じていただくとともに、専門性の高い介護・福祉人材に対して手厚い処遇改善が果たされるよう現行の仕組みの見直しを要望いたします。

◆提言内容

- ①居宅介護支援・相談支援への処遇改善加算創設と対象職種の拡大
- ②処遇改善加算に関する手続き負担の更なる簡素化
- ③毎年の最低賃金増への対応と専門性の高い人材への評価体制の構築

処遇改善の仕組みに関する要望事項

①居宅介護支援・相談支援への処遇改善加算創設と対象職種の拡大

処遇改善加算の仕組みは、原則介護職・支援員が対象です。しかしながら、介護・福祉現場では多職種連携によるチームケアが基本であり、多職種に対する処遇改善のあり方には大きな課題が生じています。

とりわけ、居宅介護支援や相談支援など処遇改善加算の対象外のサービス種別では、法人内での処遇の公平性も問われていることから、居宅介護支援・相談支援等への処遇改善加算の創設及び、令和7年度補正予算での対応を強く要望いたします。

加えて、従来の処遇改善加算についても、その他職種への分配を前提とした構造への見直しを検討くださいますようお願いいたします。

②処遇改善加算に関する手続き負担の更なる簡素化

令和6年度報酬改定において処遇改善加算は従来の3種類から一本化され、手続きの負担は大幅に削減されました。しかしながら、従来から複雑な仕組みであった3種類の加算を一本化したため、制度の複雑性と大きな事務負担は、引き続き残っています。制度の目的を考慮しつつも、仕組みの簡素化とともに、更なる負担軽減を検討くださいますようお願いいたします。

処遇改善の仕組みに関する要望事項

③毎年の最低賃金増への対応と専門性の高い人材への評価体制の構築

処遇改善において特に重要視すべきは、専門性を有した介護・福祉人材への処遇改善です。業界全体の底上げにとどまらず、処遇改善加算の活用によって若年層の待遇は必ずしも他産業と比較して大きな差はなく、その後の業務経験や勤続年数に応じた評価及び昇給を行う原資が生み出せないことに大きな課題があります。

知識・経験を有した専門性の高いプロフェッショナルな介護・福祉人材の所得を、他産業以上の水準に改善することが必須です。

加えて、毎年10月に見直される最低賃金は、昨年50円超、今年は60円超となり、この間介護・障害事業者の報酬の見直しではなく、対応原資がありません。事業者の経営努力では限界があり、零細事業者の中には最低賃金の引き上げへの対応のため、知識・経験を有する人材の人件費を削減しているケースも生じています。最低賃金の上昇によって、介護・福祉現場に深刻な影響が生じることを理解いただくとともに、これらを踏まえて処遇改善加算を三年分の予算で運用可能とすることを検討いただくことや、法人における職員の平均勤続年数に応じた処遇改善加算の設定などを強く要望いたします。

中長期的視点での提言

最後に、物価高と最低賃金の上昇が今後も継続していくことに鑑みて、

物価スライドによる基本報酬単位と、処遇改善加算に限定した毎年の改定を検討お願いたします。（従来の3年ごとの様々な見直しは継続すべきとします。）

また、**その際の改定は10月改定とし、最低賃金の見直しに臨機応変に対応**できるよう検討をお願いいたします。

上記は大きな制度見直しとなることから、中長期的な視点での提言として、検討をいただきますよう要望いたします。